

三条民商

三条民主商工会
 三条市興野 2-16-29
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2020年6月22日
 2423回

三密対策支援金

新潟県からコロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費の支援が発表されました。

対象は中小企業及び個人事業主。県民に直接サービスを提供する事業者で、業種は限定されています。

経費は今年4月1日から申請日までに支払った対策費用(5万円以上)が対象です。

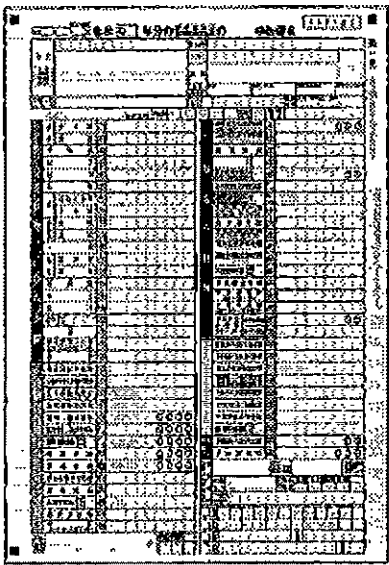
申請は郵送。7月31日までとなっていますが、予算額に達した場合はそこで受付終了となるそうです。

詳しくは三密対策支援金センターへ問い合わせください。

☎025(282)1759

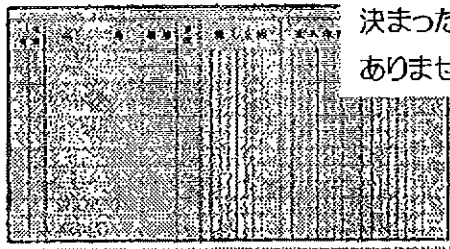
持続化給付金

持続化給付金は今年12月までの間に昨年と比べて売上が半減した月がある事業者が対象です。申請期限は令和3年1月15日。今後の景況いかに申請対象者になる場合もあります。必要書類等見直してみてください。



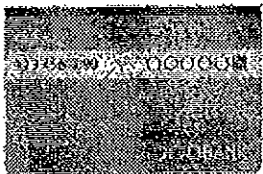
確定申告書(控)は必須です。税務署の收受印がない場合は納税証明書をもってください(税務署で有料発行)

手書きの売上帳のコピーなど



決まった書式はありません

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



免許証はウラ面も必要です

■支給対象のイメージ

対策費用(税抜き)	衛生設備のみ 例:透明カーテン	衛生設備と衛生用品 例:透明カーテンとマスク × (対象外)	衛生用品のみ 例:マスク × (対象外)
5万円未満			
5万円以上 20万円以内		○ (実費を支給します)	
20万円超		○ (20万円を支給します)	

後期高齢者医療保険料の減免

コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入減が見込まれる世帯の方の保険料の一部が減免になります。今年の収入が昨年に比べて10分の3以上減少見込みであるなどいくつか条件があります。減免対象となる保険料は、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのものです。詳しくは、新潟県後期高齢者医療広域連合会・業務課にお問い合わせください。

☎025-285-3222

※申請窓口は市町村の後期高齢者医療担当窓口です。

三条市独自支援策拡充

三条市では、持続化給付金が支給された(または申請した)事業者に対する各種補助金の対象期間が8月まで延長されました。受付は10月30日(金)までです。

相談と受付は厚生福祉会館・体育館2階ロビーで行っているとのこと。電話での問い合わせは商工課☎34-5610までどうぞ。

※三条市の支援策は従業員20人未満の事業所であれば業種は問いません。

三条民商第13回定期総会、共済会36回定期総会開催

とき・・・7月12日(日)10時

ところ・・・三条東公民館

総会では、今年度の運動を振り返り、今後の運動の方向を決めます。都合のつく方の参加をお願いします。

なお、今年は新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、総会後の懇親会はありません。



仔猫の留守
 尊厳中です

今月の法律相談

とき・・・6月23日(火)午後2時
 ところ・・・民商事務所

工藤和雄 顧問弁護士による法律相談を行います。対面での相談を受け付けますので、希望される方は民商事務所までご連絡ください。